



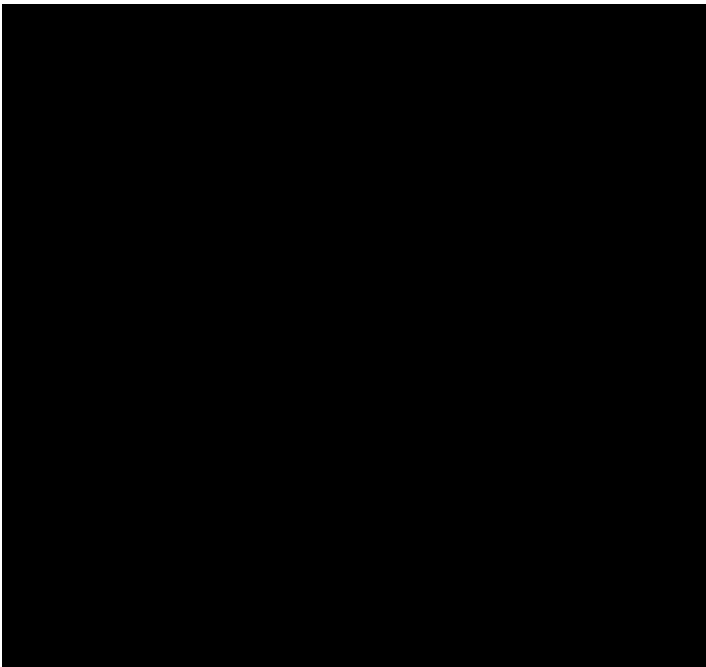
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人育て上げネット

団体代表者 役職・氏名

理事長・工藤啓

分類

法人番号

5012805000532

団体コード

申請団体の住所

東京都立川市高松町2丁目9番22号生活館ビル3階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

- 4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ、事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体					
資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	若者のための「夜の居場所」創出および経営運営支援事業			
	事業名（副）	実践と研究の融合を通じた社会実装モデルの形成			
	団体名	特定非営利活動法人 育て上げネット	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-1全国ブロック			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
○	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
○	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
○	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
○	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
○	④ 働くことが困難な人への支援
○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
○	⑥女性の経済的自立への支援
○	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
○	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	夜の居場所は、住居不安定・家庭に居場所がない若者のセーフティネットとなるため
3.すべての人に健康と福祉を	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	安全な居場所の提供によるメンタルヘルス・福祉向上に貢献
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	若年女性・LGBTQなど、特に困難を抱える層への支援として居場所がジェンダー配慮型であれば明確に関連性がある

10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	社会的に孤立した若者を地域につなぐ場として
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	地域に根差した居場所づくりとしての意義あり

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	185/200字
育て上げネットは、『すべての若者の自分に合った「働く」と自分に合った「生き方」を実現する』をビジョンとし、「若者と社会をつなぐ」をミッションとして、広く社会全体で若者を応援する土壌を作っている。 若者を支援していくとともに、その保護者や家族へのサポートも実施し、地域社会、行政、企業と連携しながら、社会問題解決のための「社会的投資」の担い手を増やすことを目的としている。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
2004年の活動開始以降「若者就労支援」「支援基盤強化」「生態系創出」の3つを重視した取組を行い、近年は若者の孤立孤独対策を重視した事業を開始している（2024年現在 従業員数136名、連携企業/行政/団体数300以上） ・若者就労支援プログラム「ジョブトレ」「アトオシ・オンライン」 ・保護者サポート「結」 ・若者の居場所「夜のユースセンター」 ・高校や少年院等、教育機関に所属する若者への支援	

II.事業概要

					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	夜間に安心して過ごせる居場所がなく、孤立や不安を抱える若者等を直接的対象グループとして想定。 具体的には、学校や家庭、職場などに居場所を見出せず、夜間に行き場を失いやすい、概ね15歳以上から30代の若年層を想定している。					(人数)	約222万人 ※算出根拠 2024年10月時点の15歳～39歳までの人口3,150万人に、令和4年度内閣府調査「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果報告」において孤立・孤独を「しばしば・常に感じる」と回答した各年代の割合を乗じて算出	
最終受益者	上記受益者およびその家族					(人数)	約660万人	

事業概要	若者の孤立・孤独が深刻化の中で、特に公的支援が手薄になる夜間において若者とながかり、支える居場所の必要性が高まっている。 本事業は、孤立や困難を抱える若者（概ね15歳～30歳代）を対象に、夕方から夜間まで開所する居場所活動の立ち上げ・運営する実行団体を支援するものである。 居場所は定期的に開所する事を前提としつつ、各地の実情に応じた提案を柔軟に受け入れる。必要に応じて家族支援等、若者以外の主体へのアプローチも可とするが、必須としない。 加えて、居場所支援に関しては、地域社会との接続性、活動の継続性、居場所（支援）に関する研究・可視化が重要であることから、活動には必ずソーシャルワーカー等の専門人材を関与させ、支援ニーズの把握と当事者および地域との信頼関係を構築することを重視する。 また、実行団体の資金調達面での持続可能性確保に向けた活動もサポートするほか、各団体に研究者との共同で調査研究を行い、現場の実践と研究者の知見を融合させた活動を推進する。加えて、研究の過程で見えてきた課題や変化を自治体と共有し、政策提言活動にも取り組むことで、地域社会への制度的実装を後押しする。国への提言については資金分配団体（FDO）が担う。 一連の活動を支援することで、現場・研究・社会実装をつなぐ一気通貫のモデル構築をめざす。
561/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	862/1000字
若者の孤立や孤独の問題は、全国的な課題としてようやく注目され始めたが、その実態は依然として深刻である。特に10代後半から20代前半の若者においては、相談先や居場所の整備が不十分であることに加え、「あるのに使えない」支援構造が長年にわたって続いてきた。 たとえば、内閣府の子供の生活状況調査（令和3年度）では、「何でも相談できる場所」について「利用したい」と回答した若者が15.7%いる一方、実際に「利用したことがある」と答えたのは2.7%に過ぎなかった。このギャップの背景には、支援の設計・運営が日中・行政中心・高ハードル型になりがちであるという構造的問題がある。 こうしたアクセスの障壁は、大きく3つの「壁」として表現できる。 時間の壁：学校帰りやアルバイト終わりなど、若者が支援を必要とする時間帯に開いている場所が少ない 制度の壁：行政組織が縦割りであるため、自分がどこにつながればよいかわからない 関係の壁：自分にとって信頼できる大人かどうかわからない 特に「夜」の時間帯は、若者が孤独感を最も感じやすく、また虐待や自傷行為、自殺のリスクが高まる時間でもある。実際、政府による統計や現場の支援団体の報告でも、「夜に孤立を深め、翌朝に自死に至る」という事例が繰り返し報告されている。 行政やNPOによる夜間支援は依然として希少であり、特にリアルな居場所＝物理的に安心して立ち寄れる空間の整備は全国的に見ても極めて遅れているのが現状である。SNS相談等のオンライン支援が一定の機能を果たしている一方で、「今すぐ逃げたい」「誰かと居たい」といった緊急性の高いニーズに応えるにはリアルな場の存在が不可欠である。 こうした中、地域に根差し、若者と日常的につながる支援団体による「夜の居場所」の設置・運営は、若者の孤立・孤独を予防するためのインフラとして、地域にとって大きな価値を持つと考えられる。これまで分断されてきた「福祉」「教育」「地域」「医療」の隙間を埋める実践として、地域における持続的なモデルづくりが求められている。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	145/200字
若者の孤立や孤独への対策として、国や自治体により、様々な取組が進められている。特に近年注力されているのはシェルター事業のような「夜から朝にかけての居住環境を提供する事業」であるが、一方で、日中の居場所と、前述の時間帯をつなぐ「スキマ時間」が支援上のエアポケットになっているのが現状である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	170/200字
当団体はこれまで、昼夜やオンラインを含む若者向けの居場所運営を行ってきた。加えて、学校や少年院との連携によるアウトリーチや、居場所利用後の就労支援までを含む一連の支援体制を構築しており、若者の多様な状況に応じた柔軟な支援に取り組んでいる。2024年度の受益者実人数は約3万人、夜のユースセンターの利用者は年間のべ約1,500人となっている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
行政の支援が届きにくい夜間の時間帯に、若者が安心して過ごせる居場所を地域に根づかせることは、孤立・孤独の深刻化を予防していく上で重要である。（2）でも記載した通り、日中と深夜帯の間の時間は政策制度の狭間となっており、民間ならではの柔軟な支援を展開することで公的支援の隙間を補完し、中長期的に政策制度を通じた社会実装を目指すモデルを構築することには、休眠預金を活用する大きな意義があると考えられる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
本事業終了後3～5年後のアウトカムとして下記を想定している。 (1) 【当事者】若者等の孤立・孤独の予防・解消 夜間に安心して過ごせる居場所が地域に定着し、継続的に活用されることで、若者が社会との接点や安心安全な物理的環境、信頼できる人間関係を得られるようになる。結果として、孤立・孤独の慢性化や自殺・虐待といった深刻な事態を未然に防ぎ、若者が自らのペースで前向きな選択をできるようになる状態を目指す。 (2) 【地域】包摂的な地域の形成 夜間の若者支援を通じて、学校・福祉・医療・地域住民・研究者などが連携し、多様な背景をもつ若者を受け入れる包摂的な地域基盤が形成される。若者が地域の中で「支えられる存在」から「地域の一員」として関わり直せるような双方向的な関係性が生まれる。 (3) 【実行団体】持続的な居場所の経営・運営力の獲得 実行団体が居場所運営を通じて、実践・研究・資金調達・政策提言などの多面的な機能を獲得し、事業期間終了後も地域内で継続的に若者支援を展開できる体制が整え、該当地域における社会実装および他地域へのモデル展開の足がかりとする。加えて、実行団体の職員に対する非資金的な支援を通じ、事業の経営・運営能力を底上し、事業の持続可能性を高められている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域において、夜間の居場所活動により、若者が安心できるつながりを得て孤独感が軽減する。		利用者アンケートによる孤独感の変化／週1回以上の継続利用者数		孤独感：高い／継続利用者：0人			孤独感が軽減したと回答：70％以上／週1回以上の継続利用者：延べ500名以上
対象地域において、若者の居場所および居場所を運営する支援機関と地域資源との連携が進み、包括的な支援環境が形成される。		地域資源との連携件数／地域関係者との定期協議の実施回数		連携件数：ほぼなし／協議：未実施			居場所への受益者のリファール／リファール先10団体以上
対象地域において、家族も含めた支援が実施され、家庭内の安心感や関係性が改善する。 ※家族支援に係る活動を盛り込んだ団体のみ		家族との面談・同行支援件数／利用者の家庭関係満足度調査		家族支援：未実施／関係満足度：低			家族支援実績を有している状態。
居場所の利用を契機として、利用者が本人の状態やニーズにあった地域資源（就労、福祉、医療、教育等）につながっている		受益者の居場所利用時／利用後の状況調査		社会資源に未接続／実行団体からみて未把握			居場所利用者で利用時／利用後何らかの社会資源に接続を必要とする利用者の7割が、適切な地域資源に接続されている。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域において、実行団体が外部資金の獲得や協働を通じて居場所運営の自立性を高める。		外部資金調達回数（例：寄付のトランザクション数）		外部資金：未獲得			クラウドファンディング・寄付などの具体的な資金調達を目的とした活動の実施
対象地域において、若者支援に関する政策提案が実行団体・地域から自治体に提出される。政策提案の前提として、事業の成果を可視化するための調査研究がなされている		自治体への政策提案件数／行政関係者との面談・報告回数		政策提案：0件／行政接点：未整備			行政との面談機会・意見交換：半期ごとに1回以上 自治体・省庁等への政策提言：期間中1回以上

実行団体のスタッフのスキル、能力（居場所支援に関するスキル、事業評価、資金調達、政策提言等に係るスキル）が伸長している		ノウハウの提供機会に対する参加率	未参加		実行団体担当者の参加率100％
実行団体の組織基盤能力（事業マネジメント能力等）が高まっている		ロジックモデルの策定状況 当初計画の遂行状況	提案事業のロジックモデル未検討 事業計画はあるが、事業は未実施		ロジックモデルの整備率100％ 事業計画に対する事業進捗率80％

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
①対象者の生活時間に配慮した居場所事業 ハード（施設）の提供およびソフト（スタッフ）によるサポートの提供を通じて若者のための居場所を運営する ※特に、夜間帯（18時から21時など）の支援の提供	2025年12月～2028年2月	96/200字
②相談対応 居場所利用時・利用前後のタイミングで寄せられた若者からの相談を受け止め、必要に応じて助言等のサポートを提供する。	2025年12月～2028年2月	62/200字
③体験機会の提供 体験格差の是正や、若者と地域の接点づくり、利用者同士の関係構築等を目的としたイベントや各種機会を提供する。 ※体験機会の開催場所は必ずしも居場所の空間内に限定しない	2025年12月～2028年2月	91/200字
④食糧支援（弁当類の提供・保存食料品の提供等を含む）の実施 生活・経済困窮世帯の若者等に対して、居場所利用中の飲食物の提供や、持ち帰り可能な食料品等の提供を行う。 ※提供に当たっては、本事業の想定受益者に提供できるよう適切に管理すること。また、衛生管理面でも対策を講じること。	2025年12月～2028年2月	138/200字
⑤学習支援（学習環境の整備あるいは指導）の実施 自宅に学習環境を確保できない若者等がいる場合、居場所内で学習支援環境の提供を行う。支援は常設／定期開催／不定期開催など開催形式は問わない。学習支援を担当するスタッフのアサインは任意（自習スペースの提供も可とする）	2025年12月～2028年2月	130/200字
⑥就労支援 就労意向あるいは就労のためのスキルアップについて意欲を持っている若者等がいる場合、就労支援の提供を行う。就労支援は居場所内で行われる活動に限定しない（例：地域事業者と連携し就労体験機会の提供等）。	2025年12月～2028年2月	104/200字
⑦同地域における支援機関・関係団体との連携 活動エリア内外で、想定受益者層に対する支援を行っている団体との間で、受益者のリファーマ、活動面で協働する	2025年12月～2028年2月	73/200字
⑧調査研究 活動の成果や社会的インパクトを明確にすることを目的とした調査研究を実施する。調査体制は、団体内で推進するパターン、外部パートナー（学識経験者、調査期間等）と連携するパターンどちらも可とする。	2025年12月～2028年2月	101/200字
⑨政策提言 ⑧の調査結果等を活用しながら、省庁・自治体等に対して活動の必要性を提示し、政策化に向けたコミュニケーションの機会を設ける。	2025年12月～2028年2月	67/200字
⑩資金調達 本事業の助成期間終了後の活動の継続を見据えた、資金調達を目的とした活動の展開。	2025年12月～2028年2月	45/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
(組織基盤強化) 事業設計・企画に関するサポート ・提案事業のゴール設定・ロジックモデル（アウトカム・アウトプット・インプットの整備）サポート ・事業計画、資金計画のアップデートサポート	2025年12月～2026年2月	92/200字
(組織基盤強化) 事業実施に対する環境整備のサポート ・夕方・夜の時間帯の居場所支援の実施に対する助言 ・居場所支援事業以外の支援に対する助言（相談・学習・就労支援等）、支援コンテンツの共有 ・グッドプラクティスの紹介・実行団体含む支援機関のノウハウ共有機会の提供	2025年12月～2028年2月	131/200字
(組織基盤強化) 事業実施体制や支援体制構築のサポート ・支援者（ボランティア等）の育成に関する助言 ・支援者同士の交流機会の提供	2025年12月～2028年2月	64/200字
(組織基盤強化) 活動の社会的インパクト評価に関するサポート ・インパクト評価に関する助言 ・学識経験者等のマッチング	2025年12月～2028年2月	59/200字
(組織基盤強化) 休眠預金事業を円滑に実施するための経理・計画進捗管理サポート ・事業計画変更・事業報告書作成サポート ・団体経営・運営に関する助言	2025年12月～2028年2月	73/200字
(環境整備) 事業成果を社会に伝える能力育成 ・団体の事業の経過や成果に関する対外的な情報発信・説明に耐えうる素材を作るための記録や成果報告作成のサポート	2025年12月～2028年2月	78/200字
(環境整備) 事業継続のためのリソース調達に関するサポート ・資金調達サポート（クラウドファンディングを含む、団体の規模に合わせた多様な資金調達方法アドバイス）	2025年12月～2028年2月	79/200字
(環境整備) 地域コミュニティへの接続、支援の生態系づくりに関するサポート ・地域のステークホルダーと繋がるノウハウの提供 ・グッドプラクティスの共有 ・省庁等、公的機関へのアプローチ、政策化へ向けた取組のノウハウの提要	2025年12月～2028年2月	109/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	若者支援の必要性を喚起し、政策制度として実装されるための活動として、インターネット、SNS等を活用した取組と、省庁や自治体に対する直接的な働きかけを併用する。オンラインの情報発信は、支援団体や当事者やその家族、直接のつながりのない公的機関等、ひいては社会全体をターゲットに、支援の必要性を理解を深めてもらうことを目的として実施する。省庁・自治体等に対しては、政策化を促すことを目的として実施する。	198/200字
連携・対話戦略	【連携戦略】 実行団体の継続的・円滑な活動をサポートするために研究機関、ファンドレイジングサポート企業、政策提言に強みをもつコンサルティング企業等と連携を図る。 【対話戦略】 子ども家庭庁、厚生労働省などの中央省庁、都道府県・市区町村といった地方自治体に対する政策提言をFDO、実行団体それぞれの層で行っていく。JANPIA、実行団体とは現状共有や取組推進のための定期的な協議の機会を設ける。	196/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本事業終了後、休眠預金に依存せず自走していくために、以下に注力し運営していく。 ①資金調達のための体制強化 弊団体は複数の地域若者サポートステーションの受託等の実績を有する。また、公共事業だけでなく、国内外民間企業・財団との協働実績、金融機関との取引実績も有する。事業の多様性を維持し、安定的な事業運営を目指す。 ②組織の自走化 団体設立から20年が経過し、組織運営のためのノウハウが蓄積されている。創業メンバーから次世代メンバーへのノウハウ移行も進め、安定した経営体制を構築する。 ③支援ネットワークの構築 自団体の活動に留まらず、若者を支える多様な主体と連携し、"支援の生態系づくり"を進め、若者支援全体の持続性を高めていく。 ④政策化に向けた取組の推進 少年院との連携、サポステ運営など、弊団体の取組が政策として取り入れられた実績を活かし、引き続き若者支援に必要な取組を提言していく。	395/400字
実行団体	中間支援組織として、採択した実行団体が事業期間終了後に休眠預金に依存せず自走化できるための支援として、以下に注力して活動していく。 ①居場所支援については若者支援の重要性・インパクト可視化 居場所支援は支援の現場においてはその重要性が認識されている一方、社会全体でそれが共有されていると言い難いことから、居場所が、若者が自立していくうえで重要であることを示せるエビデンスづくりをサポートする。 ②居場所支援等の活動を継続していくための資金・リソース調達能力の向上 居場所を運営していくためには、自治体からの事業受託だけでなく、助成金や寄付など多様な支援性資金の活用が必要不可欠であるため、実行団体の資金調達能力を高めるための各種機会を提供する。 ③地域社会に対する政策提言、情報発信力の向上 エビデンスの蓄積に留まらず、その成果を積極的に外部に発信し、政策化を推進していくためのノウハウ提供を行う。	400/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	800/800字
【休眠預金事業】 休眠預金事業の資金分配団体として以下2事業で採択されている。 ①2021年度コロナ枠 長期化する若者の「コロナ失職」包括支援事業 就労に困難を抱える若者への支援を目的とし、15の支援団体を採択、助成総額約4億円の規模で各種支援を推進した。成果として約10,000名の若者に就労支援の機会を提供し、約400名の就労等進路決定を実現。本事業を通じ、ICTを活用した就労支援などの取組が試みられ、現在も複数の実行団体が活動を継続。 ②2022年度コロナ枠 若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業 孤立・孤独を抱える若者世代への支援を目的とし、8団体を採択し、助成総額約2.6億円の規模で夜間のユースセンター事業への助成を行った。本事業を通じ約1,400名の若者が各実行団体につながり、延べ約2万人の若者がユースセンターを利用した。加えて、利用者を対象としたアンケートにより、本事業が若者の孤立・孤独の解消につながったことを定量的に示し、マスメディア等を通じ広く社会に必要性を提示した。採択団体の約4割が現在も夜間の居場所事業を続けていることも本事業の必要性の高さの証左であると考えられる。 【休眠預金事業以外】 ①若者UPプロジェクト／Global Skills Initiative 日本マイクロソフト社と協働で若者向けのスキルアップ機会を提供。育て上げネットは中間支援団体として全国40の支援機関にリソースを提供し、5万人以上の若者が参加。本事業は2018年に厚生労働省に事業譲渡される形で政策化され、現在は全国提供されている。 ②Youth Drive J.P.モルガンと協働で行った就労支援プログラム。1,200名の無業の若者に就業機会を提供、そのうち50％が就労した。加えて、雇用される以外の多様な働き方のモデル化に取り組み、政府および厚生労働省の事業の仕様書等に反映された。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	762/800字
①調査研究 立命館大学、東京工業大学と協働し、若年無業者白書を刊行。若者の実態や支援必要性について広く取りまとめ情報発信を行っている（参考URL：https://www.sodateage.net/results/#research） また、休眠預金事業として採択された取組の一環として、夜の居場所利用者の実態調査（2022年度コロナ枠）、高校生に対する実態調査（2024年度コロナ枠）などを実施している。 ②他団体との連携・マッチング 日本マイクロソフト社等との連携事業である若者UPプロジェクト、Global Skills Initiativeなどの実績を有する。本プロジェクトでは、民間企業、NPO等支援機関、厚生労働省等の省庁や自治体と言った幅広いプレイヤーとの協働を行った。（参考URL：https://www.sodateage.net/news/12478/） また、ソフトウェア開発で若者を積極的に採用しているデジタルハーツ社と連携して、プログラムのバグ発見を題材とした「バグトレ」事業を実施しているほか、リクルート、新生銀行、キンドリル、リコー、アクセンチュア、東京都ソーシャルファーム認定企業等との支援プログラムの協働開発、提供実績を有する。 ③伴走支援の実績 上述の若者UPプロジェクト、Global Skills Initiativeでは、全国の合計80団体などに対する伴走支援を行っているほか、休眠預金活用事業「長期化する若者の『コロナ失職』包括支援」では15団体、若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業では8団体への伴走支援を実施している。 ④事業事例等 冒頭に記載した自主事業の他、地域若者サポートステーション事業および地方自治体の若者支援事業の受託等、行政との連携事業も数多く実施している。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	8～10団体程度	
(2)実行団体のイメージ	小規模・チャレンジ枠：3～5団体程度。事業規模概ね3,000万円未満の団体で、新たに若者への支援あるいは居場所支援を行う団体を想定。 大規模枠：2～4団体程度。事業規模が概ね1億円以上の団体で、新規事業としての若者の居場所支援を行う団体を想定。 事業拡張・拡大枠：2～4団体程度。事業規模は概ね3,000万円以上。既に若者向けの支援を行っている団体で、既存事業に追加する形で新規事業を行う団体を想定。	200/200字
(3)1実行団体当り助成金額	①1,000万円（居場所活動に関連する費用：850万円、管理的経費：150万円） ②3,000万円（居場所活動に関連する費用：2,300万円、調査研究に関する費用：150万円、政策提言に関連する費用：100万円、管理的経費：450万円） ③2,000万円（居場所活動に関連する費用：1,500万円、調査研究に関する費用：100万円、政策提言に関連する費用：100万円、管理的経費：300万円）	196/200字
(4)案件発掘の工夫	弊団体は若者の居場所づくり・就労支援団体としては日本で最大の事業規模と歴史があり、同分野で活動している有力な実行団体との強いネットワークを持っており、広く声をかけることが可能。現在運営している「夜のユースセンター」は支援機関・省庁・大臣クラスの視察なども受け入れており、FDOとしての信頼性を訴求することも強みである。SNS,インターネットによる情報発信も積極的であり、広範囲の呼びかけが可能である。	200/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	実施体制・・・内部6名、外部5名 ・マネジメント体制・・・事業部長（事業統括）1名 ・経理体制・・・経理主担当1名、副担当1名、補佐1名、パート2名 ・PO体制・・・PO主担当（公募、実行団体の伴走支援、評価）1名、PO副担（公募、伴走支援）1名、PO補佐（PO業務の事務の補佐）1名 ・評価体制・・・主担当（団体内職員）1名、アドバイザー1名（外部有識者） ・その他、広報・システム担当の職員をアサイン ※経理は団体経理2年程度の経験または簿記を有する者を想定 ※POは、ファンドレイジング資格・実績、NPOのプロジェクトマネジメント実績、コーチング・メンタリングスキルを具有するものをアサイン予定					300/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	3	名	新規採用人数 (予定も含む)	2	名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)
			既存PO人数	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	ガバナンス・コンプライアンスに関する各種規程を整備（倫理規程、事務局規程、役員報酬規程、コンプライアンス規程、利益相反規程、情報公開規程、文書管理規程、会計に関する規程、給与規程、出張規程、慶弔規程、育児・介護休業規程、ハラスメント等防止規程、懲戒規程、賃金・謝金等支払規程、情報セキュリティ規定、個人情報保護規定、内部通報規定）している。加えて団体内に通報窓口を設け、情報収集手段も整備している。					200/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/10/01 ~ 2028/03/31		
資金分配団体	事業名	若者のための「夜の居場所」創出および経営運営支援事業		
	団体名	特定非営利活動法人 育て上げネット		

	助成金
事業費	340,600,860
実行団体への助成	300,000,000
管理的経費	40,600,860
プログラムオフィサー関連経費	11,391,240
評価関連経費	17,145,000
資金分配団体用	2,145,000
実行団体用	15,000,000
合計	369,137,100

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	13,480,865	133,495,780	133,502,380	60,121,835	340,600,860
実行団体への助成	10,000,000	120,000,000	120,000,000	50,000,000	300,000,000
－					
管理的経費	3,480,865	13,495,780	13,502,380	10,121,835	40,600,860

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	792,270	4,111,080	4,111,080	2,376,810	11,391,240
プログラム・オフィサー人件費等	766,275	3,065,100	3,065,100	2,298,825	9,195,300
その他経費	25,995	1,045,980	1,045,980	77,985	2,195,940

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	3,045,000	5,055,000	5,000,000	4,045,000	17,145,000
資金分配団体用	1,045,000	55,000	0	1,045,000	2,145,000
実行団体用	2,000,000	5,000,000	5,000,000	3,000,000	15,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	17,318,135	142,661,860	142,613,460	66,543,645	369,137,100

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	4,500,000	98.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			特定非営利活動法人育て上げネット	
郵便番号			190-0011	
都道府県			東京都	
市区町村			立川市	
番地等			高松町二丁目 9 番 2 2 号 生活館ビル 3 階	
電話番号			042-527-6051	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.sodateage.net/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.youtube.com/@npo_sodateagenet (Youtube)	
			https://www.facebook.com/sodateage.net/ (Facebook)	
			https://twitter.com/sodateagenet (Twitter)	
設立年月日			2004/01/01	
法人格取得年月日			2004/05/13	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クドウ ケイ
	氏名	工藤 啓
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	141
常勤職員・従業員数 [人]	82
有給 [人]	82
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	59
有給 [人]	59
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	4
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	4
個人会員・ボランティア数	123
ボランティア人数(前年度実績) [人]	100
個人正会員 [人]	16
個人その他会員 [人]	7

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-		
決済責任者 氏名／勤務形態			
通帳管理者 氏名／勤務形態			
経理担当者 氏名／勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	日本非営利組織評価センター/グッドガバナンス認証/ 2020年度認証、2023年度更新 https://jcne.or.jp/gg/2019g0017.html

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	(休眠預金事業以外) 2021年度事業：Citi財団、キャタピラー財団、三菱みらい育成財団、合同会社西友等 2022年度事業：ジョンソンエンドジョンソン、キャタピラー財、日本財団他 2023年度事業：Citi財団、アクセンチュア株式会社、レノボ・ジャパン株式会社他 2024年度事業：アクセンチュア株式会社、三菱みらい育成財団

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請		左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合
	年度	事業	種別・状況		申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名
1	2021年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択		NPO法人キッズドア
2	2021年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		特定非営利活動法人育て上げネット
3	2021年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択		公益社団法人 ユニバーサル志縁センター
4	2022年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択		公益社団法人 ユニバーサル志縁センター
5	2022年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		特定非営利活動法人育て上げネット
6	2023年度	緊急枠	実行団体に採択		NPO法人キッズドア
7	2024年度	通常枠	実行団体に申請中（当落未定）		特定非営利活動法人OVA
7					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	
団体名:	特定非営利活動法人育て上げネット
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第23条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条2項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条2項・3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条2項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条4項	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条3項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第30条2項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条2項・3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第36条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条2項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条4項	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条・第6条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント等防止規程	第4条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	
● 利益相反防止に関する規程				
(1)~1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(1)~2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第2章
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3章
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条3項3号・4号・5号
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第9条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第25条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務局規程	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条、別表2
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	危機管理マニュアル	火災・地震、危険行為等、屋外インシデント、情報漏洩時に関する事案発生時(の対応)
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	危機管理方針	第2条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	危機管理方針	第3条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	危機管理マニュアル	第2条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	定款	第43条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	定款	第42条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計に関する規程	第4条、第10条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計に関する規程	第5条・第6条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計に関する規程	第11条
(6)収支予算		公募申請時に提出	定款	第45条
(7)決算		公募申請時に提出	定款	第48条